

(1) 実務者検討会設置要綱

九十九里地域・南房総地域水道実務者検討会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、九十九里地域・南房総地域水道実務者検討会（以下「検討会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 この検討会は、九十九里地域・南房総地域における県営水道と用水供給事業体の水平統合に関する実務レベルの検討を行うために設置する。

(構成員等)

第3条 検討会は、別表に掲げる者を構成員とする。

2 検討会の進行は、千葉県総合企画部水政課長が務めるものとする。

3 構成員が必要と認めるときは、検討会に別表に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(作業部会)

第4条 検討会の円滑な運営に資するため、作業部会を置くことができる。

なお、作業部会の構成員については、第3条に定める構成員の推薦によるものとする。

(事務局)

第5条 検討会及び作業部会の事務局は、千葉県総合企画部水政課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会で定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

別表（第3条関係）

| |
|-----------------|
| 九十九里地域水道企業団事務局長 |
| 南房総広域水道企業団事務局長 |
| 千葉県水道局管理部総務企画課長 |
| 千葉県水道局管理部財務課長 |
| 千葉県水道局技術部計画課長 |
| 千葉県総合企画部水政課長 |